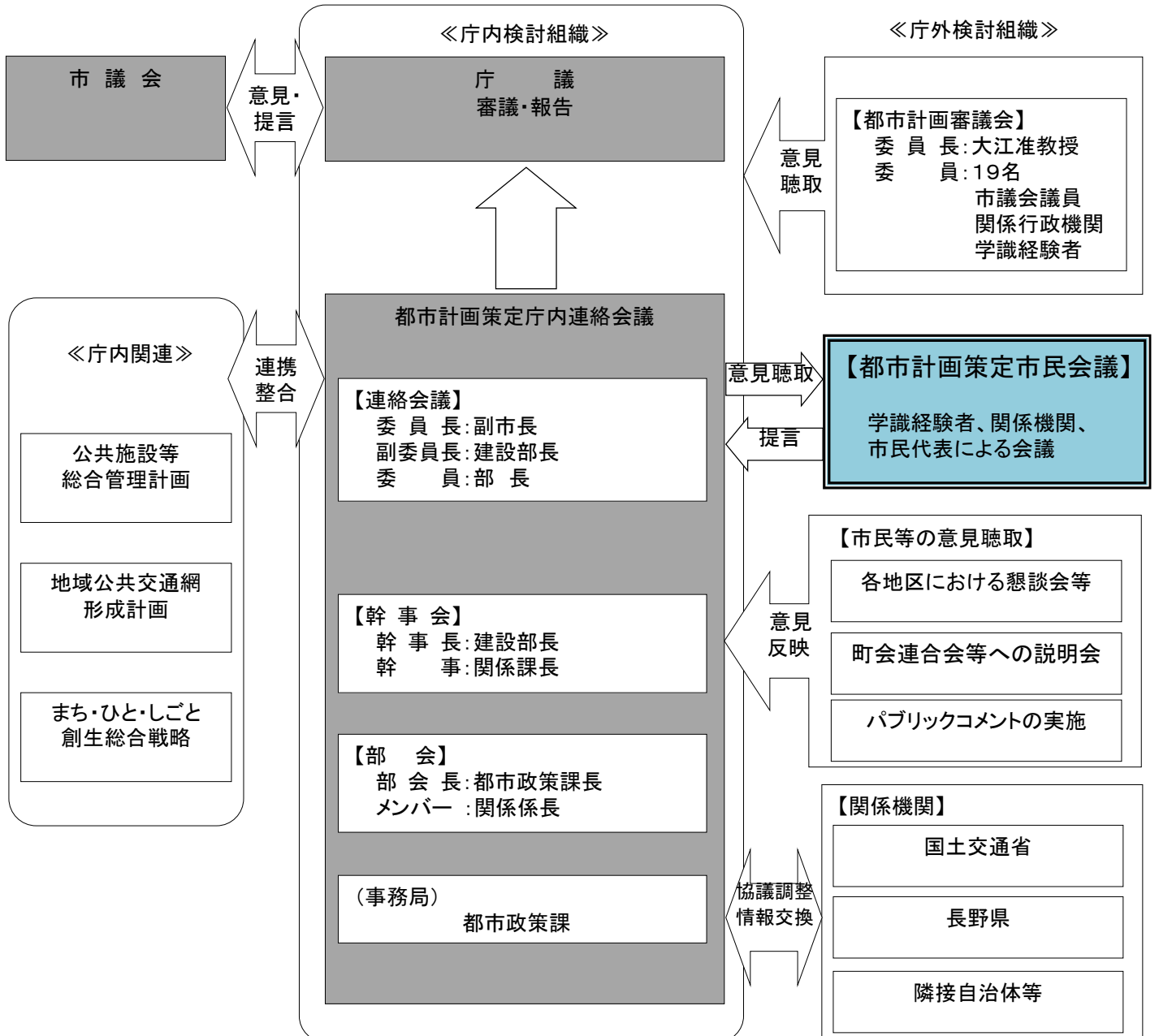


都市計画策定市民会議について

都市全体を見渡して横断的な取組みを進めるため、松本市都市計画策定市民会議設置要綱にもとづく「松本市都市計画策定市民会議」を設置し、関係する事業者や公募市民等からの意見を聴取して計画を策定します。

また、計画策定の各段階において、市民を対象とした説明会を企画・開催し、広く市民意見を聴取する機会を設けます。



○松本市都市計画策定市民会議設置要綱

平成19年6月19日

告示第326号

改正 平成24年3月30日告示第173号

平成26年3月31日告示第74号

(目的)

第1条 この要綱は、市民と行政が協働して本市の都市計画に関する基本方針（以下「基本方針」という。）及び松本市総合都市交通計画（以下「交通計画」という。）を策定するため、松本市都市計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、基本方針及び交通計画の策定について審議し、市長に意見、提言を行うものとする。

(組織)

第3条 市民会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 商工業関係者
- (2) 農林業関係者
- (3) 有識者
- (4) 市議会議員
- (5) 公募者（市内に住所を有する者に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本方針及び交通計画が策定される日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 市民会議に委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(部会)

第7条 委員長は、市民会議に専門の事項を審議するため部会を置くことができる。

2 部会について必要な事項は、委員長が市民会議に諮って定める。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、建設部都市政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年7月4日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第173号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第74号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。